

令和3年3月8日

公益社団法人大阪労働基準連合会 会長 殿

新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請書

日頃より、労働行政の運営に格別の御理解・御配意を賜りまして、厚くお礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症が社会経済活動に様々な影響を及ぼす中、現下の雇用情勢には厳しさがみられ、雇用に与える影響に、より一層注意する必要があります。

こうした状況下においては、新型コロナウイルス感染症禍における経済活動・労働市場の変化に対応した機動的な雇用政策を実施していくことが肝要であり、令和2年度第三次補正予算及び令和3年度当初予算案におきまして、雇用維持への支援に加え、これまで就労経験のない新たな分野への移動を希望される方々の早期再就職に向けた支援や、求職者一人ひとりが置かれている状況を踏まえたきめ細かな就労支援の拡充等をパッケージとした雇用対策を盛り込んでおり、政府として、全力で必要な支援に取り組んでまいります。また、緊急事態宣言の延長に伴い、引き続き雇用維持への支援や労働移動を望む方への早期再就職支援に取り組むとともに、休業者やシフト制労働者に対する仕事と訓練を両立しやすい環境整備を図る新たな雇用・訓練パッケージを策定し、取り組むこととしたところです。

貴団体におかれましては、これまで数次にわたる新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮への要請の趣旨を御理解いただき、会員企業への周知啓発に御尽力をいただいたところですが、先般成立した令和2年度第三次補正予算における支援策が最大限にご活用いただけますよう、下記の事項につきまして、改めて会員企業に対して、広く周知啓発いただきますようご協力をお願い申し上げます。

記

一 政府では、雇用調整助成金等について、助成率・上限額の引上げや支給要件等の緩和、申請に係る負担の軽減を図るための特例措置を講じております。助成率の引上げ（中小最大10分の10等）、日額上限額の引上げ（15,000円）等は、緊急事態宣言が全国的に解除された翌月末まで適用することとしています。さらに、今般の緊急事態宣言に伴い、緊急事態宣言対象地域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食店等や業況が厳しい大企業に対しては、中小企業と同じ最大10/10の助成率を適用しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により従業員を休業させる場合には、これらの特例措置は、学生アルバイトの方などの雇用保険の被保険者ではない方やパート、シフト制労働者の方も対象としていますので、年齢や雇用形態の別なく、休業手当を支払っていただき、雇用調整助成金等を活用しながら、雇用維持に努めていただきますようお願いいたします。

さらに、労働者が自ら申請できる新型コロナウイルス感染症対応休業支援金制度についても、雇用調整助成金の現行の特例措置の期限に合わせて、対象期間を延長したところです。また、大企業に雇用されるシフト制労働者等も新たに対象とする特例を講ずることとしまし

た。この特例は原則として緊急事態宣言下の1月8日以降の休業が対象ですが、

- ・1月8日以前でも、都道府県ごとの時短要請等（11月7日以降）が発令されていた場合には、その期間も対象とし、
- ・これに加え、昨年4月1日から6月30日までの休業についても、休業前賃金の6割を給付とする

こととしています。

この制度では、労働者から申請があった際には、事業主にご記載いただく部分があります。従業員から申請があったときには、従業員の暮らしを守るためにも、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

二 政府では、在籍型出向を活用した雇用維持の支援のため、出向元、出向先の双方に対して助成を行う産業雇用安定助成金を創設するとともに、出向等の斡旋を行う産業雇用安定センターのマッチング支援体制の強化や、人材開発支援助成金による業種転換等のために従業員に訓練を行う事業主への支援を行います。

こうした制度を積極的に活用して、雇用維持に努めていただきますようお願いいたします。

三 政府では、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方で、離職期間が3か月を超え、就労経験のない職業に就くことを希望する方を一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に対し、試行雇用期間中の賃金の一部を助成する制度を創設しました。こうした制度を活用していただくなど、職を失った方の雇入れについて特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症への感染の懸念等から、特に女性が不本意に求職活動を控える動きもみられるため、子育て中の女性等が仕事と家庭の両立を図りやすい求人内容やテレワークが可能な求人等、女性の様々なニーズに沿った求人内容を御検討いただき、積極的な提出をお願いいたします。

さらに、就職氷河期世代の方を対象とした求人を積極的に提出していただくなど、就職氷河期世代の方について、積極的な採用をお願いいたします。

四 有期契約労働者、パートタイム労働者等の雇用の安定とその保護を図るため、雇用維持に最大限のご努力をお願いいたします。

なお、雇用調整助成金の特例措置や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、労働契約が継続している間の休業であれば、雇用保険の被保険者でない方も含め、これらの有期契約労働者、パートタイム労働者等も対象となりますので、ご活用ください。

五 派遣労働者を受け入れている派遣先企業におかれては、労働者派遣契約の解除や不更新は派遣労働者の方の雇用の不安定に直結することをご認識いただき、安易な契約の解除をお控えいただくとともに、来年度に向けた労働者派遣契約締結の交渉に当たっては、派遣労働者の能力を最大限に活用するという観点に立って、可能な限り労働者派遣契約の更新等を図っていただくようお願いいたします。その際、外国人労働者について、日本人と同様の対応が

図られるようお願いいたします。

なお、雇用調整助成金の特例措置や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、労働契約が継続している間の休業であれば、雇用保険の被保険者でない方も含め、これらの派遣労働者、外国人労働者も対象となりますので、ご活用ください。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされ、就労経験のない職業に就くことを希望される方の紹介予定派遣を通じた派遣労働者の正社員化に取り組む派遣先事業主に対して、キャリアアップ助成金（正社員化コース）の助成対象を拡充しましたので、積極的な活用をお願いいたします。

#### 六 障害者の方など課題を抱える方の雇用の安定に向け、特段のご配慮をお願い申し上げます。

特に、基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いとされていることから、感染リスクを減らすためにテレワークや時差出勤の積極的な活用の促進などの取組へのご協力をいただきますようお願いいたします。

#### 七 労働者の生活の激変を緩和し求職活動への支障が生じないようにするためにも、住居の確保は非常に重要であり、社員寮等に入居している労働者については離職後も引き続き一定期間入居できるようできる限りのご配慮をお願いいたします。なお、雇用契約を解消した際に社員寮に引き続き居住できるよう、定期借家契約に切り替えることで生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金を活用することができます。

#### 八 第二の就職氷河期世代を作ることがないよう、現在も就職活動を続けている未内定の方の採用にご尽力いただくことに加え、卒業後3年以内の既卒者を含む新卒者等について中長期的な視点に立った採用維持・促進をお願いいたします。その際には、オンラインも活用した説明会や面接・試験の実施、新卒応援ハローワークが開催する就職面接会等への積極的な参加、通年採用などの柔軟な日程設定など最大限の機会の提供を行うよう、特段のご配慮をお願いいたします。

また、新卒者等を雇い入れようとする企業におかれては、内定者の内定取消しの防止のために最大限の経営努力を行うなどあらゆる手段を講じていただくとともに、やむを得ない場合においても、対象者の就職先の確保についての最大限の努力や、対象者からの補償の要求には誠意を持って対応いただくようお願いいたします。加えて、内定者本人の自由な意思決定を妨げるような入社辞退の勧奨は、違法な権利侵害に当たるおそれもあることから、決して行わないようお願いいたします。

#### 九 これまでご活用をお願いしてきた小学校休業等対応助成金について、対象となる休暇取得の期間を令和3年3月31日までに延長し、都道府県労働局に特別相談窓口を設置しておりますので、引き続き当助成金を積極的にご活用ください。また、家族の介護が必要な労働者に有給の休暇制度を取得させた事業主への助成制度を創設していますので、ご活用ください。

十 妊娠中の女性労働者が安心して出産を迎えることができるよう、男女雇用機会均等法に基づき新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置を、医師等の指導に基づき適切に講じていただくようお願いいたします。なお、この措置により休業が必要な女性労働者に有給の休暇を取得させた事業主に対する助成制度についても、引き続き積極的にご活用ください。

十一 職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、テレワークや時差出勤など人との接触を低減する取組、事業場の換気励行、「三つの密」や「感染リスクの高まる「5つの場面」を避ける行動の徹底をお願いいたします。なお、政府としても、テレワークについて、テレワーク相談センターにおける相談支援の実施や、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットの作成・周知を行っていますので、ぜひご活用ください。

また、労働者が業務により新型コロナウイルスに感染した場合には、労災請求を勧奨していただくとともに、労災請求手続きにご協力いただくようお願いいたします。

十二 感染した労働者やその周囲の方々に対する差別・偏見の防止に向け、特段のご配慮をお願いいたします。

厚生労働省では『「#広がれありがとうの輪」プロジェクト』を開始し、感染予防の呼びかけと、感染者やその周囲の方々等に対する差別・偏見の解消を図るための情報発信の取組を進めています。

感染した方、その周囲の方々への差別・偏見は決してあってはなりません。万が一、発生を認めた場合には、客観的・中立的な事実確認を踏まえ、誠意あるご対応をお願いいたします。

大 阪 労 働 局 長  
木 暮 康 二